

第 7 号議案参考資料

議 案 名

専決処分の承認を求めることについて

（上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

1 提案理由

人事院勧告に準じて、通勤手当の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 自動車等で通勤する職員の通勤手当を月 66,400 円を超えない範囲内で組合規則で定める額とするとともに、駐車場等に係る費用に対し、月 5,000 円を上限とする通勤手当の新設等を行う。

（第 10 条関係）

- (2) 字句の整理を行う。

（第 13 条、第 17 条の 4、第 17 条の 5、第 17 条の 7 及び第 18 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日